⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第七号の四第一貸借対照表の表中「

リース債務	

」を「

リース資産	
除去債務	

」に改め、同様式第一貸借対照表の記載上の注意１中(17)を(20)とし、⑷から(16)までを(7)から(19)までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）
⑹　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

別紙様式第八号第一中間連結貸借対照表の記載上の注意２中(16)を(18)とし、⑷から(15)までを(6)から(17)までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第八号の二第一連結貸借対照表の記載上の注意２中(22)を(24)とし、⑷から(21)までを(6)から(23)までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第九号２(1)記載上の注意２中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に、「あつた」を「ある」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意４を次のように改める。

４　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第九号３(1)中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式３(1)記載上の注意１及び２を次のように改める。

１　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。
２　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。

別紙様式第九号３(1)記載上の注意３中「第２条第３項第18号」を「第２条第３項第19号」に改め、「職務を行うべき者」の次に「その他これに類する者」を加え、同様式４(3)記載上の注意１中「総数の10分の１以上の数の株式を有する株主について」を「総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について」に改め、同記載上の注意２中「株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること」を「(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること」に改め、同様式５(1)記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）
１　会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
２　銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第九号６(1)記載上の注意４中「当該事業年度中に」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意４②中「あつた」を「ある」に改める。

別紙様式第九号の二２(1)記載上の注意２中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に、「あつた」を「ある」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意４を次のように改める。

４　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第九号の二３(1)中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式３(1)記載上の注意１及び２を次のように改める。

１　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第１項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。
２　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行と当該他の法人等との関係を記載すること。

別紙様式第九号の二３(1)記載上の注意３中「第２条第３項第18号」を「第２条第３項第19号」に改め、「職務を行うべき者」の次に「その他これに類する者」を加え、同様式４(3)記載上の注意１中「総数の10分の１以上の数の株式を有する株主について」を「総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について」に改め、同記載上の注意２中「株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること」を「(1)から(3)までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること」に改め、同様式５(1)記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）
１　会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。
２　銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第九号の二６(1)記載上の注意４中「当該事業年度中に」を削り、「次に掲げる事項」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意４②中「あつた」を「ある」に改める。

別紙様式第十号２(1)中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同様式２(1)の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同様式２(1)記載上の注意２中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第７号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意３中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意４中「兼務」を「兼職」に、「会社」を「法人等」に改める。

別紙様式第十一号第一の５第一基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額		
所要自己資本の額を上回る額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第一